所得税　研修資料

所得税・消費税に関する誤りやすい主な事例
～ 申告（所得）内容等に誤りはありませんか？ ～

所　得　税

1　所得金額に関する項目

事業所得や不動産所得などの所得金額の計算上、次のような誤り事例が見受けられます。

○　小規模事業者持続化補助金などの事業に関連して支給された助成金を、一時所得の収入金額として計上している。
○　売上先が営業不振に陥り、本年度末に解散する予定であるとの情報があったため、期末売掛金を本年中の貸倒損失として計上している。
○　平成10年4月以降に取得した建物又は平成28年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物であるにもかかわらず、定率法を適用して減価償却費を計算している。
○　明らかに資本的支出とされるにもかかわらず、修繕費として一括計上している。
○　青色事業専従者に掛けた定期保険の保険料を、他に従業員がいないにもかかわらず、福利厚生費として計上している。
○　青色事業専従者が他に職業を有しており、専従できない状況にあるにもかかわらず、専従者給与を定額で計上している。
　また、専従者給与の変更の届け出をすることなく、届出額を超える専従者給与を計上している。

2　損益通算に関する項目

損益通算に関しては、次のような誤り事例が見受けられます。

○　事業所得の計算上生じた損失の金額を、一時所得又は総合長期譲渡所得の金額の2分の1後の金額と損益通算している。
○　主として保養の目的で所有する別荘の貸付けによる不動産所得の計算上生じた損失の金額を他の所得と損益通算している。

3　所得控除に関する項目

所得控除に関しては、次のような誤り事例が見受けられます。

（雑損控除）
○　被害を受けた資産に支出した金額について、原状回復のための支出と資本的支出との区別が困難な場合において、その区別をせず、全額を災害関連支出としている。
○　貴金属等の損失を雑損控除の対象としている。

（医療費控除）
○　歯の治療などで未払いの治療代を治療が終わった年の医療費控除の対象としている。
○　生計を一にしていない親族の入院費を支払い、その入院費を医療費控除の対象としている。

（寄附金控除）
○　確定申告をする場合に、ワンストップ特例の適用を申請したふるさと納税に係る寄附金を申告していない。

（扶養控除）
○　老人ホームに入居している両親を、同居老親等として控除している。

（基礎控除）
○　令和2年分の確定申告書において、合計所得金額が2,400万円を上回るにもかかわらず、基礎控除額を48万円としている。

（裏面へ続く）　R5.7

4　税額控除に関する項目

税額控除に関しては、次のような誤り事例が見受けられます。

（配当控除）

○　配当控除の計算をする際の課税総所得金額等が 1,000 万円を超えているかどうかの判断において、分離課税の所得金額を含めずに計算している。

○　外国法人から受ける配当を配当控除の対象として計算している。

（住宅借入金等特別控除）

○　住宅借入金等特別控除の対象となる中古住宅であるかどうかを判定する場合に、軽量鉄骨造の建物を耐火建築物としている。

○　家屋の所有者でない者が行った増改築について、住宅借入金等特別控除の適用を受けている。

○　住宅の取得に関して、補助金等の交付を受けた場合において、その補助金等の額を住宅の取得等に係る対価の額から控除していない。

○　居住年の前年若しくは前々年に、居住用財産の三千万円の特別控除（措法 35）の適用を受けているにもかかわらず、居住年に住宅借入金等特別控除の適用を受けている。

（特別控除）

○　租税特別措置法 10 条の 3「中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却等」において、医療用器具を対象として特別償却等を適用している。

消　費　税

1　共通的な項目

消費税の申告に関しては、次のような誤り事例が見受けられます。

○　接待交際費のうち、贈答用に購入した商品券及びビール券の代金を課税仕入れに計上している。

○　直前の課税期間まで免税事業者であった場合において、期首棚卸資産に係る仕入控除税額の調整を行っていない。

○　課税事業者が翌課税期間は免税事業者となる場合において、期末棚卸資産に係る仕入控除税額の調整を行っていない。

○　事業用資産（課税資産に限る。）の譲渡に係る対価を課税売上げに含めていない。

○　個人事業者が事業を廃止したことに伴い事業用資産に該当しなくなった資産の時価を、課税売上げに含めていない（みなし譲渡）。

2　軽減税率制度に関する項目

消費税の軽減税率制度に関しては、次のような誤り事例が見受けられます。

○　清涼飲料の自動販売機を設置しており、販売数量に応じて受け取った販売手数料を、軽減税率の対象としている。

○　取引先であるレストラン（いわゆる「外食」）に販売した食材を、軽減税率の対象としていない。

○　コンビニエンスストアで購入した新聞を、軽減税率の対象としている。

○　従業員の出張の際に、旅費（実費）とは別に、食事代として支給した日当を、軽減税率の対象としている。

令和５年分から適用される
主な税制改正事項

財産債務調書制度等の見直し

【改正内容】

① 現行の財産債務調書の提出義務者に加え、その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が10億円以上である居住者を提出義務者とする。（注）上記の改正は、令和５年分以後の財産債務調書について適用する。

② 財産債務調書の提出期限について、その年の翌年の６月30日（現行：その年の翌年の３月15日）とする（国外財産調書についても同様とする。）。（注）上記の改正は、令和５年分以後の財産債務調書又は国外財産調書について適用する。

③ 提出期限後に財産債務調書が提出された場合において、その提出が、調査があったことにより更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その財産債務調書は提出期限内に提出されたものとみなす措置について、その提出が調査通知前にされたものである場合に限り適用することとする（国外財産調書についても同様とする。）。
（注）上記の改正は、財産債務調書又は国外財産調書が令和６年１月１日以後に提出される場合について適用する。

④ 財産債務調書への記載を運用上省略することができる「その他の動産の区分に該当する家庭用動産」の取得価額の基準を300万円未満（現行：100万円未満）に引き上げるほか、財産債務調書及び国外財産調書の記載事項について運用上の見直しを行う。（注）上記の改正は、令和５年分以後の財産債務調書又は国外財産調書について適用する。

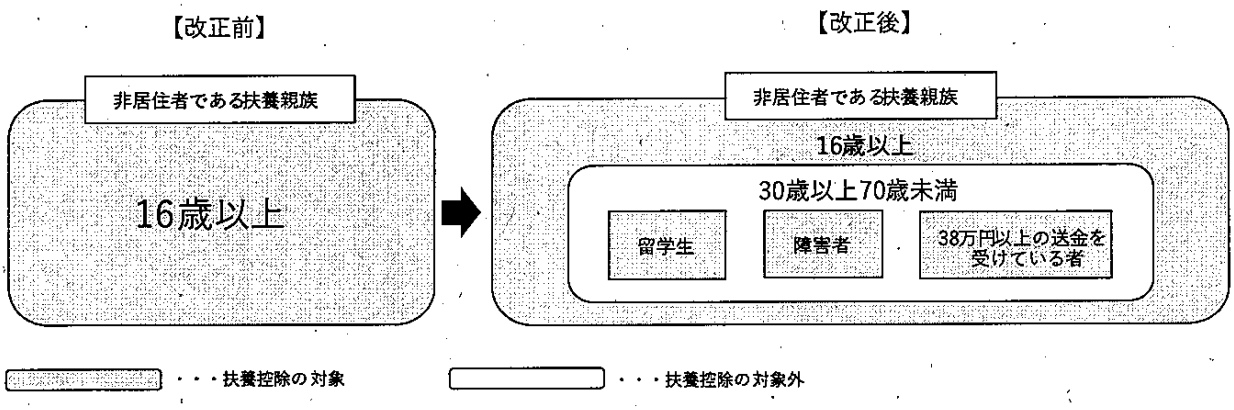
【改正前】
- 提出義務者：以下のいずれの基準にも該当する者
 - 所得基準：所得2,000万円超
 - 財産基準：総資産３億円以上又は有価証券等１億円以上
- 提出期限：翌年３月15日
- 記載内容：12月31日時点で保有する財産・債務の所在地・銘柄別・価額等
 ※一部の少額財産債務は記載を省略可能
 例：取得価額100万円未満の家庭用動産（現金・美術品等を除く）

【改正後】
- 提出義務者：現行の提出義務者に加えて、以下の基準に該当する者も対象とする
 - 財産基準：総資産10億円以上（所得基準なし）
- 提出期限：翌年６月30日
- 記載内容：12月31日時点で保有する財産・債務の所在地・銘柄別・価額等
 ※一部の少額財産債務は記載を省略可能
 例：取得価額300万円未満の家庭用動産（現金・美術品等を除く）

国外居住親族に係る扶養控除の見直し

【改正前の制度の概要】
○　16歳以上の生計を一にする親族等で、合計所得金額38万円以下の者を有する場合、一人につき38万円を所得控除
○　国外居住親族については、非居住者に係る課税所得の範囲を踏まえ、国外源泉所得を含めず所得要件を判定

【改正の概要】
○　国外居住親族に係る扶養控除の対象となる扶養親族の範囲から、年齢30歳以上70歳未満の非居住者であって次に掲げる者のいずれにも該当しないものが除外
　①　留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
　②　障害者
　③　その適用を受ける居住者からその年において生活費又は教育費に充てるため38万円以上の送金を受けている者



30歳以上70歳未満の国外居住親族に係る扶養控除等の書類の添付

【改正の概要】
○　給与等及び公的年金等に係る源泉徴収税額の計算において、年齢30歳以上70歳未満の非居住者である親族が「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者」に該当するものとして扶養控除に相当する控除の適用を受ける居住者は、その非居住者である親族がこれに該当する旨を証する書類等を提出等しなければならない。
○　給与等の年末調整において、年齢30歳以上70歳未満の非居住者である親族が「居住者から38万円以上の送金を受けている者」に該当するものとして扶養控除に相当する控除の適用を受けようとする居住者は、その非居住者である親族がこれに該当することを明らかにする書類を提出等しなければならない。
○　確定申告において、年齢30歳以上70歳未満の非居住者である親族（障害者である親族を除く）に係る扶養控除の適用を受けようとする居住者は、「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者」に該当する旨を証する書類又は「居住者から38万円以上の送金を受けている者」に該当することを明らかにする書類を確定申告書に添付等しなければならない。

【30歳以上70歳未満の非居住者である親族に係る扶養控除の適用における確認書類】

	留学生	障害者	38万円以上の送金を受けている者
確認書類	就労ビザ相当書類	—	送金額が38万円以上である送金関係書類
提出時期	扶養控除等申告書を提出するとき又は確定申告を行うとき	—	年末調整又は確定申告を行うとき

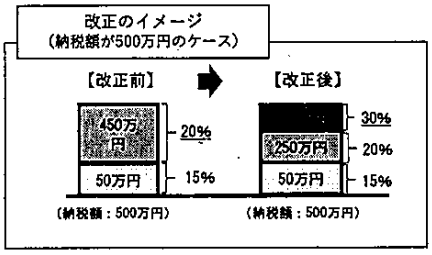
（注１）就労ビザ相当書類とは、外国政府又は外国の地方公共団体が発行した留学の在留資格に相当する資格をもって在留する者であることを証する書類をいう（留学ビザの写しなど）
（注２）扶養控除等申告書を提出するときの親族関係書類の提出については、従前どおり必要となる

高額な無申告に対する無申告加算税の割合の引上げ

○　社会通念に照らして申告義務を認識していなかったとは言い難い規模の高額無申告について、納税額（増差税額）が300万円を超える部分のペナルティとして無申告加算税の割合を30％に引き上げることとする。

【改正の概要】

納税額	50万円以下	50万円超～300万円以下	300万円超
改正前	15％	20％	
改正後	同　上	同　上	30％（※1）



※1　納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実に基づく税額（例えば、相続税事案で、本人に帰責性がないと認められる事実に基づく税額（相続人が一定の確認をしたにもかかわらず、他の相続人の財産が事後的に発覚した場合において、その相続財産について課される税額））については、上記の300万円超の判定に当たっては除外される。

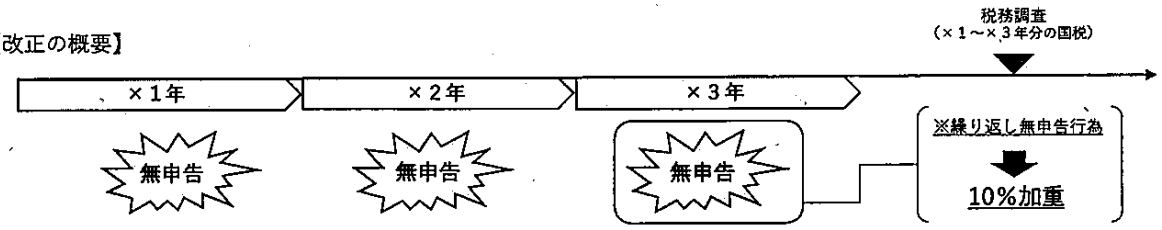
※2　令和６年１月１日以後に法定申告期限が到来する国税について適用される。

一定期間繰り返し行われる無申告行為に対する無申告加算税等の加重措置の整備

○　繰り返し行われる悪質な無申告行為を未然に抑止し、自主的に申告を促し、納税コンプライアンスを高める観点から、前年度及び前々年度の国税について、無申告加算税（注）又は重加算税（無申告）を課される者が行う更なる無申告行為に対して課される無申告加算税（注）又は重加算税（無申告）を10％加重する措置を講じる。

（注）　調査通知前、かつ、更正・決定予知前の無申告加算税は除かれる。

【改正の概要】



【改正前】
《無申告の場合》無申告加算税　⇒ 20％（15％）
※（）内は納税額（増差税額）が50万円以下の部分
《仮装・隠蔽の場合》重加算税（無申告）　⇒ 40％

【改正後】
《無申告の場合》無申告加算税　⇒ 30％（25％）
※（）内は納税額（増差税額）が50万円以下の部分
（注）納税額（増差税額）が300万円超の部分は、上記の割合は「40％」となる。
《仮装・隠蔽の場合》重加算税（無申告）⇒ 50％

※1　過去５年以内に無申告加算税等を課された者が再び「無申告又は仮装・隠蔽」に基づく修正申告書の提出等を行った場合に課される無申告加算税等の加重措置のいずれかが適用される。
※2　上記の割合は、いずれも更正・決定予知後の加算税を前提とするもの。
※3　令和６年１月１日以後に法定申告期限が到来する国税について適用される。

帳簿の提出がない場合等の加算税の加重措置の創設

【改正内容】
- 納税者が、帳簿に記載すべき事項に関し所得税等に係る修正申告書等の提出等があった時前に、国税庁等の当該職員から当該帳簿の提示又は提出を求められ、かつ、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該帳簿に記載すべき事項に関し生じた申告漏れ等に課される過少申告加算税等の額については、通常課される過少申告加算税等の額に当該申告漏れ等に係る所得税等の額に次の割合に相当する金額を加算した金額とする
 ① 当該職員に当該帳簿の「提示若しくは提出をしなかった」場合又は当該職員にその提示若しくは提出がされた当該帳簿に記載すべき事項のうち売上金額若しくは業務に係る収入金額の記載が「著しく不十分」である場合・・・10%
 ② 当該職員にその提示又は提出がされた当該帳簿に記載すべき事項のうち、売上金額又は業務に係る収入金額の記載が「不十分」である場合・・・５％

【適用関係】
- 上記の改正は、上記の改正は、令和６年１月１日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。

【加重措置の適用対象範囲のイメージ】

記載不備（帳簿の保存（提出）あり）			不記帳・不保存（不提示・不提出）
―	所得金額を実額で確認することが困難	所得金額を実額で確認することが著しく困難	所得金額を実額で確認することができない
加重なし	５％	１０％	

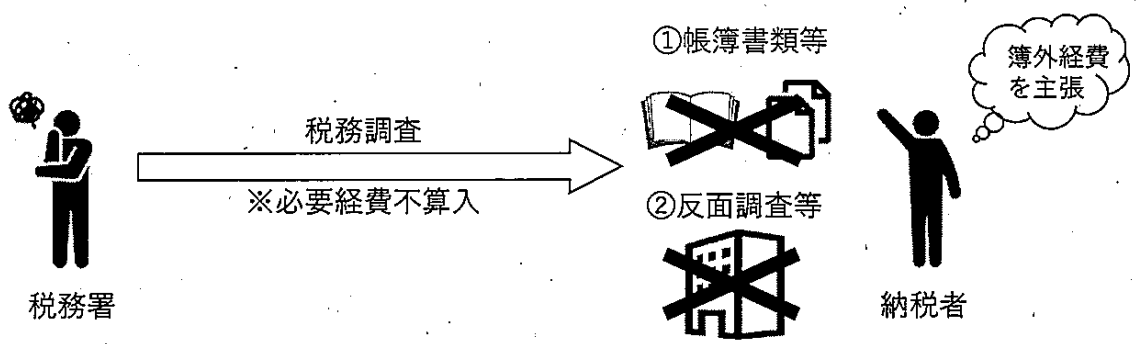
収入の３分の１超について不記帳
収入の２分の１超について不記帳
収入の全てについて不記帳（帳簿なし）

6

簿外経費の必要経費不算入制度の創設

- その年において事業所得を生ずべき業務を行う者等が、隠蔽仮装行為に基づき確定申告書を提出し、又は確定申告書を提出していなかった場合には、これらの確定申告書に係る年分の売上原価の額（材料費等を除く。）その他業務について生じた費用の額は、一定の証明がなされたものを除き、その者の各年分のこれらの所得の金額の計算上、必要経費の額に算入しない。
- その者がその年分の確定申告書を提出していた場合には、売上原価の額及び費用の額のうち、その提出したその年分の確定申告書等に記載した課税標準等の計算の基礎とされていた金額は、本措置の対象から除外する。
- 上記の改正は、令和５年分以後の所得税について適用する。

【一定の証明】
① 調査対象者が保存する帳簿書類等で取引が行われたことが明らかとなる場合
② 調査対象者が取引先を明らかにし、反面調査等で取引が行われたことが推測される場合



7

◆ 同居老親等
老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属（父母、祖父母など）で、あなたや配偶者との同居を常としている方
※ 老人ホームなどへ入所している場合は、同居を常としているとはいえません。

◆ 国外居住親族
非居住者（国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて１年以上国内に居所を有しない個人）である親族をいいます。確定申告において、国外居住親族に係る扶養控除、配偶者（特別）控除又は障害者控除の適用を受ける場合には、その親族に係る『親族関係書類』及び『送金関係書類』（扶養控除の場合は、扶養親族の区分（➡20ページ）に応じて、『38万円送金書類』又は『留学ビザ等書類』が必要になる場合があります。）の添付等が必要です（➡42ページ）。

◆ 特定取得
住宅の新築、取得又は増改築等に係る対価の額等に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額が10%又は８%の税率により課されるべきものである場合の住宅の取得等をいいます。

◆ 特別特定取得
住宅の新築、取得又は増改築等に係る対価の額等に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額が10%の税率により課されるべきものである場合（特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合を除きます。）の住宅の取得等をいいます。

◆ 特例取得
特別特定取得のうち、特別特定取得に係る契約が次の区分に応じそれぞれ以下の日までに締結されているものをいいます。
- 居住用家屋の新築…令和２年９月30日までの期間
- 居住用家屋で建築後使用されたことのないもの（新築住宅）若しくは既存住宅の取得又は居住の用に供する家屋の増改築等…令和２年11月30日までの期間

◆ 特別特例取得
特別特定取得のうち、特別特定取得に係る契約が次の区分に応じそれぞれ次に定める期間内に締結されているものをいいます。
- 居住用家屋の新築…令和２年10月１日から令和３年９月30日までの期間
- 居住用家屋で建築後使用されたことのないもの（新築住宅）若しくは既存住宅の取得又は居住の用に供する家屋の増改築等…令和２年12月１日から令和３年11月30日までの期間

◆ 特例特別特例取得
特別特例取得に該当する場合で、床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅の取得等をいいます。

～市区町村からのお知らせ～

詳しくは、お住まいの市区町村にお尋ねください。

○ 年金所得者に係る確定申告不要制度に伴う個人住民税の申告について

年金所得者に係る確定申告不要制度（➡４ページ）により所得税等の確定申告をしなかった場合で、次に当てはまるときは個人住民税の申告が必要です。
①公的年金等に係る雑所得のみがある方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除（社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除、基礎控除等）以外の各種控除の適用を受けるとき
②公的年金等に係る雑所得以外の所得があるとき

○ 公的年金等に係る個人住民税の特別徴収（引き落とし）について

令和５年度において公的年金等からの特別徴収の対象となっていた方は原則として引き続き特別徴収により納税いただき、令和５年４月３日から令和６年４月２日までに誕生日を迎え65歳になられた方は、令和６年度より新たに特別徴収の対象者となります。

○ 上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の申告における課税方式の選択について

令和６年度の個人住民税から、上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の申告における課税方式を所得税等の上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の申告における課税方式と一致させることとなりました。
上場株式等に係る配当所得等について、所得税等の確定申告で選択した総合課税、申告分離課税又は確定申告不要制度（➡35ページ）の課税方式は、個人住民税においても同様の課税方式となります。
上場株式等に係る譲渡所得等についても、所得税等の確定申告で選択した申告分離課税又は確定申告不要制度（➡35ページ）の課税方式は、個人住民税においても同様の課税方式となります。

○ 個人住民税の住宅借入金等特別税額控除制度について

所得税の額から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除（➡25ページ）額がある場合、翌年度分（令和６年度分）の個人住民税額からその控除しきれなかった金額を控除できる場合があります。
この制度の適用を受けるためには、年末調整によりこの制度の適用を受けている方を除き、住宅借入金等特別控除を受けるための確定申告書を住所地等の所轄税務署へ提出する必要がありますのでご注意ください。